

topics

01

毎年恒例の「花市」を開催します

産業振興課
農政 G

町内の花苗生産者で構成される「花仙人」が、丹精込めて育てたマリーゴールドやペチュニア等の花苗を1ポット80円で販売します。ぜひ、ご来場ください。

■日時 5月26日(日) 9:00~12:00 (雨天決行)

■場所 ビューロー 駐車場

■主催 花仙人



topics

02

あなたのチャレンジを応援します
～まちづくり活動支援事業～まちづくり課
企画情報 G

町では、協働のまちづくりを推進するため、町内の団体(5名以上)が自主的に取り組む公益的な活動に対して助成を行います。

※団体が円滑な事業推進のために町でサポートすることもできます。

※既存の団体活動事業であっても、新たな工夫が加えられる事業については対象となります。

■申請期間 ≪第一期≫ 5月17日(金)まで

- 補助メニュー
- ・協働のまちづくり事業(補助率10分の8以内・補助上限額80万円)
【事業例】特産品の開発・普及啓発、南幌町の魅力発信、お見合いイベント
 - ・地域コミュニティ活性化事業(補助率10分の7以内・補助上限額30万円)
【事業例】三世代交流イベント、地域環境美化活動、地域防犯活動
 - ・地域交流推進事業(補助率10分の5以内・補助上限額30万円)
【事業例】地域スポーツ大会、地域盆踊り大会、花火大会

topics

03

ペレットストーブの購入費を助成します

まちづくり課
企画情報 G

住宅等にペレットストーブを購入し設置する場合に、その費用の一部を助成します。補助対象者や補助額等の詳細については、町ホームページをご覧ください。

■申請期間 5月7日(火)～6月7日(金)

■募集件数 3件(先着順)

町ホームページ→



広告

topics

04

行政相談委員について

まちづくり課
企画情報 G

行政相談委員の任期が3月末で満了した米地勲さん（緑町在住）が、引き続き4月1日付けで総務大臣より行政相談委員として委嘱を受けました。

行政相談委員は、行政と皆さんのパイプ役です。毎日の暮らしの中で、不便だなと思うことや、役場の仕事に対する疑問や困りごと、こうしてほしいなどの要望についても相談に応じています。相談は無料で、秘密は固く守られます。

■開催日時 毎月第3水曜日 9時～12時

■開催場所 あいくる相談室

■相談員 行政相談委員 米地 勲



米地さん

topics

05

人権擁護委員制度をご存じですか？ ～6月1日は人権擁護委員の日です～

あいくる保健福祉課
福祉障がい G

■人権擁護委員とは

市町村長が推薦し法務大臣が委嘱した民間の方たちで、地域の人権思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護するために活動しています。また、街頭啓発や講演会などを通じて、人権の大切さについての理解を深めてもらうための活動もしています。日常生活の中で生じるさまざまな人権問題について悩んだとき、困ったときは、ぜひ地域の人権擁護委員にご相談ください。

■人権擁護委員が委嘱されました

人権擁護委員の任期が3月末で満了した段坂正登士さん（6区）が、引き続き4月1日付けで法務大臣から人権擁護委員としての委嘱を受けました。

町内には段坂さんの他、岩井淳一さん（6区）、小原康子さん（北町）が人権擁護委員として活動されています。



段坂さん

■人権・困りごと相談所

気軽に相談できる場所として、人権・困りごと相談所が法務局で常時開設され、人権擁護委員及び法務局職員が対応しています。詳細については、札幌法務局岩見沢支局までお問い合わせください。

- ・札幌法務局岩見沢支局（☎0126～22～0619）
- ・みんなの人権110番（☎0570～003～110）
- ・子どもの人権110番（☎0120～007～110）
- ・女性の人権ホットライン（☎0570～070～810）

■特設人権・困りごと相談所開設

岩見沢人権擁護委員協議会及び札幌法務局岩見沢支局は、次の日時に特設人権・困りごと相談所を開設します。いじめ、虐待、離婚・DVなどの家庭内のもめごと、近隣とのトラブルなど、何か身近なことで困っていることはありませんか？あなたの街の人権擁護委員がご相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。

・日 時 5月31日（金） 10時～12時まで

・場 所 あいくる 2階 会議室

topics

06

あなたの力を貸してください ～南幌町赤十字奉仕団の団員を募集します～

あいくる保健福祉課
福祉障がい G

南幌町赤十字奉仕団は、赤十字の人道・博愛の精神のもとに、明るく住みよい社会をつくる身近な奉仕活動をする団体です。また、突然の災害等に備えて、ボランティア活動を行っています。性別、年齢の制限はありません。興味のある方は、南幌町分区（保健福祉課福祉障がいグループ）までご連絡ください。

《活動内容》

- ・福祉施設等の清掃ボランティア
- ・日本赤十字社社費納入活動
- ・献血の呼びかけ、ほか

民生委員・児童委員は、「民生委員法」及び「児童福祉法」により厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、ひとり暮らしの高齢者、障がい者がいるお宅への訪問や見守り、登下校時の児童・生徒に対する声かけ活動をはじめ、暮らしに関すること、育児や教育に関することなどにおいて、皆さんの立場に立って相談・支援を行い、内容に応じて、町や関係機関への橋渡しをするなど、身近な地域福祉の担い手として大きな役割を果たしています。

また、子どものことを専門に担当する「主任児童委員」が2名います。日常生活や教育・子育てなどで困ったことや悩みごとがありましたら、お住まいの地区担当委員まで気軽にご相談ください。

■民生委員児童委員・主任児童委員名簿（平成31年4月1日現在）

担当地区	氏 名	住 所	担当地区	氏 名	住 所
三重・中樹林	大串 照子	南11西5	15区・中央	横井 和子	中央1丁目8-15
青葉・13区	林 仁	南14西5	15区・中央	内田寿美子	栄町1丁目2-27
青葉・13区	熊木 清二	南12西1	西 町	川口 幸一	西町3丁目9-13
6 区	原田 一子	元町4丁目3-13	西 町	佐藤 順子	西町2丁目3-9
6 区	藤田美知子	元町4丁目1-16	北 町	加藤 修	北町5丁目4-16
7・8区	岡山 敏幸	南17西9	北 町	磯野 薫	北町2丁目7-2
9・10区	岩城 勝道	南12西15	緑 町	小林 市男	緑町5丁目5-1
11・12区	岡部 洋幸	南16西19	緑 町	太田 重雄	緑町4丁目2-15
11・12区	千成 勝治	南17西20	東町・美園	西川志津子	東町1丁目2-12
稲 穂	門田 雅彦	稲穂3丁目3-16	主任児童委員	中鉢須美子	南11西9
14 区	岩野 博子	北町2丁目2-7	主任児童委員	佐藤 純子	西町2丁目1-5
14 区	木村 修治	栄町1丁目1-26			

エキノコックス症はエキノコックスという寄生虫が肝臓に寄生しておこる病気です。山菜や沢水を直接口にしたり、虫卵に汚染された手指を介して感染します。感染しても、すぐには症状があらわれません。無症状のまま見つかる人もいますが、数年から10数年の潜伏期間を経て、症状が出現し、放っておくと転移したり、命にかかわることもあります。山菜をとりに行く方、沢水を飲む方、キツネに触ったことのある方、犬の飼い主など感染するおそれのある方は、積極的に検診（血液検査）を受けましょう。

■対 象 小学3年生以上

■料 金 1,000円

場 所	日 時	備 考
町立南幌病院	月曜日～金曜日	※診察時間内に受診できます
みどり野医院	月曜日～土曜日	
夕張太集落センター	6月11日(火)	※国保の方のみ ※要予約
	6月12日(水)～15日(土)	
あいくる	9月21日(土)、9月22日(日)	※要予約
	11月10日(日)、2月23日(日)	※要予約
札幌がん検診センター	随時	※要予約 札幌がん検診センター (☎748～5522)

特定健診は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。年度（5月～翌年3月まで）に一度の健診でご自身の健康状態を確認しましょう。40歳以上の方は、がん検診も一緒に受けましょう。※医療機関に定期通院中の方も受診いただけますので、あいくるにご相談ください。

■受診に必要なもの

・受診券 ・保険証 ・自己負担する料金

■南幌町の検診対象者、料金

特定健診	検診名	加入保険	受診対象	自己負担額
特定健診	若年者健康診査	南幌町国民健康保険	30～39歳	1,000円
	特定健康診査		40～74歳	
	後期高齢者健康診査	後期高齢者医療制度	南幌町の方	
がん検診	胃がん検診	各医療保険	40歳以上の方	1,000円
	肺がん検診	(南幌町国保、後期高齢者医療、協会けんぽ等)		400円
	大腸がん検診			500円
	前立腺がん検診		50歳以上の男性の方	500円

■南幌町の特定健診（6月集団健診）のご案内

対象者には、郵送でご案内しますので、6月集団健診以外の受診場所や日程は、受診券に同封のご案内をご覧ください。

【集団健診日・会場】

6月11日(火)：夕張太集落センター 6月12日(水)～15日(土)：あいくる

※胃・肺・大腸・前立腺のがん検診も一緒に受診できますので、あらかじめお申し込みください。

■申込・お問い合わせ 保健福祉課健康子育てG (☎378～5888) 5月20日(月)まで

※協会けんぽ、共済組合、健康保険組合等の特定健診は、各保険者へお問い合わせください。

家族を介護している方が集い、日頃の悩みや不安を語り合ったり、介護に関する情報を交換できる場です。お茶を飲みながらゆったりと話しませんか。

■日 時 5月14日(火) 13時～15時 ■場 所 あいくる 2階 小会議室

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方が通院・通学のために使用する軽自動車にかかる税金は、申請をすることで税金が減免されます。

■提出書類

- ①軽自動車税減免申請書
- ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか（療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方は、知的障がい者または精神障がい者であると判定若しくは診断された書類）
- ③軽自動車を運転する方の運転免許証の写し
- ④自動車検査証の写し
- ⑤納税通知書
- ⑥身体障がい者等の方のために、おおむね月1日以上運転することを継続的に行っていることの証明書（通院証明書、通学証明書等）

※通院証明書については、お薬手帳、医療費領収書または診察報酬明細書（いずれも過去3ヵ月分の写しなど、通院していることがわかる書類の提出をもって代えることができます。

※普通自動車税の減免を受けている方は軽自動車税の減免を受けることはできません。

■提出期限 5月24日(金)まで ※期限を過ぎると減免申請の受付はできません。

			納期限											
区分	税（料）目	発送日	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
町税	住民税（個人で納付する方）	6月3日(月)		1期		2期		3期		4期				
	固定資産税	5月10日(金)	1期		2期		3期		4期					
	軽自動車税	5月2日(木)	1期											
	国民健康保険税	6月12日(水)		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
	後期高齢者医療保険料	7月12日(金)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
	介護保険料	7月12日(金)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
道税	自動車税	5月8日(水)	1期											

※納期限は各納期の月末ですが、12月については25日です。

※月末が土・日曜日、祝日の場合は翌日となります。

※コンビニでも納付できます。

※給与から住民税が天引きされる方の納税通知書は、5月10日(金)に各事業所に送付します。

■お問い合わせ

- ・住民税・固定資産税・軽自動車税：税務課課税G (☎378～2121)
- ・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料：住民課国保医療G (☎378～2121)
- ・介護保険料：保健福祉課高齢者包括G (☎378～5888)
- ・自動車税：空知総合振興局納税課 (☎0126～20～0055)

工業統計調査は、日本における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。調査の趣旨と必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いします。

■対象 従業者4人以上の全ての製造事業所

■調査期日 6月1日時点(調査員が5月下旬より調査票を配布します)

※調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。

※調査票にご記入いただいた内容が、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用されることは絶対にありません。

広告

広告

広告

家庭菜園やガーデニングに土と肥料は必要不可欠です。家庭から出る「生ごみ」で肥料を作ってみませんか。「生ごみ」を堆肥化することで、ごみの量が減り、おいしい野菜も採れ、きれいな花が咲いたとしたら、とても環境にやさしい生活が送れるのではないのでしょうか。

町では、ご家庭で生ごみ堆肥化容器または電動生ごみ処理機を購入する際の費用の一部を助成します。

■補助台数

- ・生ごみ堆肥化容器…20個
- ・電動生ごみ処理機…8台

■補助対象者

- ・南幌町内に居住している方。 ※ただし、事業所等は除きます。
- ・容器や処理機を設置する土地もしくは生産された堆肥を使用する土地を所有または借地している方。
- ・購入した容器を直ちに設置し、適正に維持管理できる方。

■受付期間／場所

- ・期間 10月31日(木)まで ※補助個数及び台数に達し次第、締め切りとなります。
- ・場所 住民課環境交通 G

■取扱店

- ・生ごみ堆肥化容器：南幌町農業協同組合(☎378～2231)、ホームックニコット南幌店(☎380～4000)
- ・電動生ごみ処理機：株高松商店(☎378～2421)、ホームックニコット南幌店

■その他

補助対象容器や補助対象数量、補助額及び購入の流れなどの詳細については、「ごみの分け方・出し方のしおり※」(p. 37～38)をご覧ください。

■お問い合わせ 住民課環境交通 G または、南空知公衆衛生組合(☎0123～88～3900)



※ごみの分け方・出し方のしおり→

広告

故郷ふれあいミーティングを ご活用ください！

町民の皆さんから地域における諸問題や町政に関する意見等について直接町長が伺い、意見交換します。行政区・町内会、グループや各種団体（10名以上）で申込みが可能です。開催場所は各地域の集会場や公共施設で、日程・開催場所についても調整します。気軽にご連絡ください。

【お問い合わせ：まちづくり課企画情報 G】

広告

広告